

平成 23 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会
第 4 回会議要旨

<開催日>

平成 23 年 6 月 27 日 (月)

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 4 委員会室

<出席者>

外部評価委員 (5 名)

卯月部会長、大塚委員、須貝委員、芳賀委員、渡辺委員

事務局 (3 名)

山崎行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

説明者 (8 名)

計画事業 109「旧四谷第三小学校の活用」、110「三栄町生涯学習館の集会室機能の統合」、124「西戸山第二中学校統合後の活用」、141「三栄町生涯学習館と新宿東清掃センターの活用・整備」

企画政策課長

計画事業 42「建築物の耐震性強化」、43「道路・公園の防災性の向上」、44「道路の無電柱化整備」、45「木造住宅密集地区整備促進」、46「再開発による市街地の整備」、47「地域防災拠点と非難施設の充実」、138「防災活動拠点の整備」、52「清潔できれいなトイレづくり」、70「細街路の整備」

地域整備課長、建築指導課長、建築調整課長、道路課長、みどり公園課長、危機管理課長
計画事業 51「地球温暖化対策の推進」、54「環境学習・環境教育の推進」、57「新宿りっぱな街路樹運動」、58「新宿らしい都市緑化の推進」59「樹木、樹林等の保護」

環境対策課長、道路課長、みどり公園課長

<開会>

1 ヒアリングの実施

【部会長】

外部評価委員会第 1 部会を始めます。今日は、第 1 部会のヒアリング第 2 回目です。

<委員紹介>

<説明者紹介>

【部会長】

施設活用についてヒアリングを行います。ヒアリング項目の内容を説明いただき、その後、意見交換をしたいと思います。

【説明者】

「新宿区第一次実行計画」の133ページに考え方として、区民施設は区民の重要な資産だということで、どう扱っていくのか、空き施設や跡施設等について、区の重要施策に資するために活用するほか、資産活用等も考えていますといったことを書いております。区民施設を廃止した場合にどのように検討するかといいますと、基本的には区の行政需要はどのようなものがあるのかという視点で、跡施設の活用を検討していきます。第一次実行計画では、各地区の施設活用の「取組み方向」として、老朽化した施設や役割を終えた施設について再編などを進めて、地域の需要にこたえられる施設を目指しています。

方針決定の過程では、そうしたことを配慮した上で、地域説明会等も実施し、地域の理解を得て、地域の多くの意見も参考にしながら方針決定をしていきます。

また、区の全体の中で他の地域とのバランス等についても考慮します。

四谷地区の施設活用は、旧四谷第三小学校の跡地活用と三栄町生涯学習館及び新宿東清掃センターの跡地活用という2点です。1点目の旧四谷第三小学校跡地は、駅前に立地するという高いポテンシャルを十分に生かす必要ですとか、地域からの要望等もありまして、スポーツができる機能の整備、文化国際交流機能等を誘致するというようなことを方針としたものです。

2点目の三栄町生涯学習館と新宿東清掃センターは、両施設の老朽化等から解体し、整備するということです。また、ここには四谷保健センターも移転し、女性の健康支援という事業についても付加して充実を図るといったようなところです。

他の地区とのバランスということでは、例えば、待機児童の分野、高齢者の介護保険施設等といったようなものを中心として考えながら、区の行政需要や地域の要望を考え、実現していく取り組みになっているところです。

次に質問番号29番で、計画事業113番「旧新宿第一保育園の活用」、115番「大久保児童館等のあり方検討」、124番「西戸山第二中学校統合後の活用」の指標の定義と目標水準及び達成水準の進捗状況の記述についての質問です。

これは、老朽化した施設などを総合的に考慮して、地域需要等に応えられる施設をつくっていくといったようなことから、大きく方針決定をしていかなければいけないということがあります。方針決定するまでの間というのは、検討あるいは調整といったことで、庁内挙げての協議になります。そのため、計画を立てる段階で、進捗状況を他の事業のように記していくのが難しいところです。また、施設のあり方を検討する事業の場合は、財政状況等とも大きく関連しますので、方針決定までに、時間を要することが多いので、その進捗状況を、年次を追って書き込むことが難しいということがあります。

また、地域での説明会を初め、いろいろな要望を聞いていくわけですがけれども、基本的には区のほうで決まっているのではないかといたようなご意見などもいただく場合がございます。

そうした意味でも、あらかじめ決定したかのようなスケジュールを記してしまうところは厳しいところあります。

いずれにいたしましても、多くの方々の意見を踏まえて、地域にふさわしい、そして区の行政需要に見合った施設をこの施設活用の中で検討し、実施していくといった事業とご理解いただければと思います。

【部会長】

確かに、他の事業と少しニュアンスが違うので、なかなか理解しがたいところがあります。施設活用検討会というのは庁内の組織ですか。

【説明者】

庁内の組織です。

【部会長】

これは、ケース・バイ・ケースで何か案件が出てきたときに、報告書を出すんですか。

【説明者】

そうです。検討会自体は常設の組織で、総合政策部長が会長、総務部長が副会長、以下、委員としまして、基本的に各部の庶務担当課長です。そこから、施設活用検討分科会というのを設けます。これは実際にその施設の跡活用としてどんな施設としていこうかということを考えていくところで、実際にどんな施設を入れていこうかといったようなときに、その担当の課長が分科会のメンバーとなって構成される仕組みになっております。分科会でさまざまな議論を行い、地域説明会の開催の経過ですとか、地域説明会などで、どのような質問が出て、どのような回答をしたか、最終的に地域から合意が得られたかなどを踏まえまして、分科会が各検討状況の報告をまとめます。

そして、施設活用検討会に報告を上げまして、施設活用検討会では、分科会の報告に基づいて審議を行い、それがいいだろうということであれば、方針としていくという仕組みになっています。

【委員】

なかなかよさそうな仕組みで検討を進められているように思います。地域説明会もやって、民意を吸い上げて対応していくというのはいいと思うんですが、1つは地域説明会でいろいろな要望が出ると思うんですね。予算の制約もあるんで、地元の要望をどこまでどういう形でこなしているのかというのが1つです。

それから、こういう地域にはこういう施設は、とにかく1つぐらいはつくっていこうという大まかな方針がないと、今、言ったような地元からの要望は尽きないです。この場所には、この施設にはこういう施設を作っていくということと併せて、全区的にこういう施設はこんな感じで配置していきましようとか、そういうことと組み合わせやっつけていかないと、なかなか整理がついていかないのではないだろうかという気がするんですが、その辺はいかがでしょうか。

【説明者】

おっしゃるとおりで、地域からさまざまな要望が出てきたときに、当然ながら全部を賄うこ

とができないので、どういうふうを考えていくかということなんですけれども、区としては、区全体の行政需要がどうなっているのかということと、今後、他に同じような施設活用をしていくところがあるのかなのかということも踏まえながら検討しているところです。

例を申し上げますと、西戸山第二中学校の跡活用には高齢者に関する施設は入ってきていないですね。そういったところから、地元の説明会の中では、高齢者の施設についてどのように考えたのかというようなご質問もいただいたところです。西戸山第二中学校の跡活用については、保育園ですとか、NPOの活動する拠点としてのひろばが欲しいということで、こういったところにさせていただいたわけですが、高齢者の福祉施設ですとか、保育園の待機児童の分野については、ここを作ったからといって、直ちに終わるわけではないといったことから、今後も施設活用を進めるに当たっては、高齢者や児童や、あるいは障害者やといったところできちんとさせていただきますとお答えしております。いくつかの施設を並列的に活用したりですとか、次からまた出てきたりということにもなるわけですが、全体の需要を完全に賄うことは難しいんですけれども、あえてそうした中で応えていけるようにしているところです。

【部会長】

他にありますか。

【委員】

非常に心配なのは避難所の問題なんです。小学校は今まで避難所となってきたわけですが、それが完全になくなっちゃうわけですか。避難所としての機能は今までどおりですか。

【説明者】

西戸山第二中学校の跡活用につきましては、避難所は今までどおりですし、地元からも避難所のことはすごく心配だということで、防災に関するような機能の部分はずいぶん残してほしいと強い要望もございまして、避難所の機能は今までどおりということにさせていただきました。

【部会長】

施設活用という言葉からして、空き施設ができたから何か活用しようという、ちょっと場あたりの言葉で、本来は新宿区全体の全体計画の中で、子供の計画、学校の計画、高齢者の計画という基本的な考え方があって、たまたまここがあいたから、ここに必要だったものをここに活用しようということではなく、もともとの基本方針がどの程度きちんとしてあるのかという気がするんです。もしそういう空き施設が出なければ、民地だって買わなければいけないかもしれないじゃないですか。あまりそういう時代ではないということも承知の上ですが、公共施設の配置計画の基本的な考え方はあるのですか。

【説明者】

率直に言って、きちんとしたものは、今、持ち合わせがないです。16年度ぐらいになりますけれども、当時、施設白書という、今後、老朽化が進んでいくであろう施設に対して、どのような部分で考えていくのかといったような最初のメルクマールのなものをつくったんですけれども、そこでは、現状はこうだということを認識したところなんです。その後、新宿区にどう

いった施設がどの程度必要なんだというのをきちんとやっていくのが本来の筋であるというのは、おっしゃるとおりなんですけれども、今のところ、まだそういう状況ではございません。今後ますます老朽化が激しくなってくるところで、きちんとしたものをどのように建て替えていくのかというのを判断しながら、一方では財政状況が相当厳しくなってきていますので、本当に必要なかどうなのかというところまで踏み込んだ形で、本来であれば検討していかなければならないと思っています。区内で160以上の施設を持っているわけなんですけれども、いずれの時期かには、そういったところについてどうあるべきかというのを議論していかなくてはいけないという認識は持っています。

【委員】

今回の震災では、帰宅困難者の問題で、大分、右往左往したわけですよ。駅の近くにある学校、例えば旧戸山中だったら、地下鉄がすぐ近くにできたわけです。だから、そういうところはなくしてもらっちゃ困るんじゃないかと思うんですよ。反対に、つくってもらわなきゃいけない部分がたくさんあるわけですから、駅の周辺にある学校は、なくすというのはちょっと考え直したほうがいいと思います。

【委員】

先ほど会長が指摘なさったことと同じような考え方なんですけれども、私は、一義的には全体計画、四谷の小学校の話は、四谷の地域の問題じゃなくて、新宿区の問題だという認識を持つんですね。ですから、アナウンスも地域に対する説明会にとどまらなくて、区民に対するアナウンスという姿勢があってほしいと思います。

【委員】

廃校から建て替えまでの間の施設活用という面で言うと、学校の施設は結構広いので、いわゆる活用度という目で見ると、その活用というのは大事なことだと思います。そうしたら、その期間を定めて区民に対して有効な活用というものは、建て替えの計画とは別な視点で大事なことじゃないなかと感じました。

【説明者】

施設活用自体は、その建て替えまでの暫定活用の案ではなくて、基本的にはずっと使っていくと考えています。その場合に、壊して新しいものをつくるか、そのまま施設を壊さずに改修して使うかという意味で、西戸山二中は、学校の施設を基本的にそのまま使うというつもりです。これを建て替えというのは、全く考えていなくて、20年というようなスパンで使うつもりです。基本的にはその施設が無駄にならないように、いろいろ空きをつくらずに、保育園と学童クラブがありますけれども、その他にNPOふれあいひろばですとか、防災用倉庫といったものを整備しまして、あますところなく活用させていただくことを考えています。

【部会長】

ありがとうございました、

全体方針の話と、地元のニーズというのをすり合わせというのか、あまり基本方針にとらわれると、時代の社会変化が激しいので、それにも柔軟に対応しながらというのが、またもう一

つの視点だと思うので、もし我々が書くとしたらそんなことを書くと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、防災についてのヒアリングを始めたいと思います。

<委員紹介>

<説明者紹介>

【部会長】

さて、既にこの部会からは防災のことについてご質問をさせていただきました。それで、回答いただいております。時間があまりないので、回答のご説明をしていただくのは省きまして、再質問並びに意見という形で、こちらのほうからいくつか投げかけをして、ご回答いただければ大変ありがたいと思います。

ヒアリング項目4番、事業番号で言いますと42番から行いたいと思いますので、これを見ながら進めていきます。

今回、大変大きな東日本大震災というものが起きまして、それまでの新宿区の計画が、今回のことによって何か大幅に変わったことがあるかという質問でした。委員のほうから、どの課に関しても構いませんので、ご質問等はいかがでしょうか。

【委員】

この度の東日本大震災は想定を超えるような震災であったということで、被災地域以外の団体でも、それまでの震災対策の見直しや検討を始めているとか、これから本格的にやっていくとか、そういう状況になってきているかと思います。そういう状況の中で、新宿区として、そのところをどう考えていらっしゃるのか。今回ヒアリングに当たって資料をめぐってみましたら、新宿区として緊急震災対策をつくったような記述もあったので、それはどういうものなのか。また、新宿区内部で今回の震災を受けて、どういう防災対策についての見直しの検討の場をつくっているのか、これからつくっていくのか。そこら辺、一般的な話から聞かせていただきたいと思います。

【説明者】

今回の東日本大震災を受けまして、やはり一番大きな課題は帰宅困難者対策です。帰宅困難者が、鉄道各線が止まったことによって、区内で大量に発生して、各避難所に押し寄せたというような状況がありました。そういったこともありまして、今回、地域防災計画、これは各自治体にあるんですけれども、新宿区の地域防災計画の重点項目、特に今回、帰宅困難者を初めとして、重点的に修正していかなくてはいけない部分を、今年度いっぱいかけて改正するというような計画を立てております。

一方、東京都は、これから来年度の夏に向けて、首都直下地震、それから新たに東海・東南海・南海地震のマグニチュード8.7程度の地震が起こるということを想定して、その被害想定と地域防災計画の見直しを行います。ただ、それまで待っているとなかなか区のほうの体制が

できませんので、特に重点的に、今年度は応急的に、重点項目、緊急課題を上げまして、その項目に従って、地域防災計画を直していく。そしてまた、東京都の新たな被害想定が出た段階で、再度、根本的に見直していくという２段階の考え方でやっていくというところです。

特に何を变えていくかと申し上げますと、一番初めに、冒頭、申し上げた帰宅困難者対策、それから職員体制、いわゆる初動態勢ですね、情報連絡体制を含めた初動態勢、それからこれは前々から課題になっておりました災害時要援護者。それから備蓄、また災害医療、そういった項目について緊急課題として取り上げまして、今年度中に早急に見直しを図るところです。特に帰宅困難者対策につきましては、避難所の運営体制です。これは今までは、どこの自治体もそうなんですが、地域防災計画は、夜間人口、住民に対する対応しかしていません。昼間人口に対しては何ら対応を打っていないというのが現状です。そうは言っても、地域の避難所に帰宅困難者の方が来てしまうという現状がありますので、それは、区の施設も含めて、その受け入れ体制をつくっていかなくちゃいけないというようなことが1つ。

それと、先行的に新宿区駅周辺では、地域の事業所ですとか大学、商店街、地元を含めた新宿駅の周辺防災対策協議会というのをつくって、帰宅困難者対策を進めております。公的な施設だけでは帰宅困難者の方の受け入れはできません。そういったことから、民間の施設も含めた受け入れ体制をつくっていく。あるいは、混乱が生じないような避難誘導、情報収集、伝達の仕組みづくりをしていこうというようなところで、大きな課題として取り上げて、そこについての検討をし、地域防災計画に反映させていこうと考えております。

一方で、JRが駅で避難者受け入れですとか、あるいは東京都のほうでも対策をかなり進めておりますけれども、それと並行しながら、ただいま申し上げた課題について緊急に対応していきたいと思っております。

【委員】

その場合、被害想定はどのくらいですか。

【説明者】

被害想定は、これから東京都が新たにやりますが、ただそれを待っているともう時間が経ってしまいます。ただ、根本的な初動態勢だとか、根本的なところは変わらないと思っています。現在の被害想定は、マグニチュード7.3程度の東京湾北部を震源とする震度6強、あるいは震度6弱の地震を想定した対応策を考えています。来年度以降、東京都が根本的に被害想定を見直しますので、それに基づいてまたさらに根本的な見直しを図っていきたいと思っています。

それと、検討体制ですけれども、もともと新宿区は、部長級から成る災害対策推進委員会を設置しています。そして、その下部組織として課長級から成る専門部会あるいは検討部会というものがあります。検討部会というのは、各部を中心に各部で、震災対策あるいは水害対策、災害対策を検討する。そして、専門部会というのは、避難所ですとか災害時要援護者、医療ですとか、専門的な分野について検討する。そして、最後にそこで決定した事項を災害対策推進委員会で決定するというような仕組みができていますので、基本的にはそちらで検討していくのと、あとは外部の委員会として防災会議というのがあります。これは災害対策基本法に基づき設置

されている防災会議、そういったものに基づいて、最終的に区の防災対策を決定していくというところでは。

【部会長】

今、検討されている計画は、第二次実行計画の中に入れていくということですか。

【説明者】

入れていきます。特に災害情報収集伝達、新たなシステムづくりと、もう一つは備蓄等の充実、特に緊急的にやらなくてはならないというような課題として、大きく2つを上げて推進していこうと考えています。

【委員】

今回の地震をきっかけに、防災を中心に、組織を組みかえるというようなことはないのでしょうか。今おっしゃったのは、あくまでも緊急の場合の対策というのがあって、それ以外については、今まで防災面でいろいろな課がいろいろな計画をやっていらっしやいましたよね。それはそのままの状態が続けるということですか。それとも、そちらのほうも強化するということなんですか。

【説明者】

事業自体を強化していきたいと考えています。組織で言うと、現在、災害対策本部というのが設置されます。今回も、震度5弱だったんですけれども、2時46分に発災して、3時に災害対策本部が設置されました。そうすると、我々は災害対策要員となりまして、各部の災害対策部が設置されます。今回、特に組織の面で言うと、避難所にこちらから要員を送り込んだんですけれども、その初動態勢の問題、あるいは命令系統が輻輳したりいろいろありましたので、そういったところを強化して、少し災害対策時の組織体制について検討していきたいと思います。

【委員】

厚生年金会館はたしか帰宅困難者の受け入れの契約ステーションじゃなかったですか。なくなったら、他にそれにかわるものというのはあるのですか。

【説明者】

基本的には、先ほど申し上げた新宿駅周辺の防災対策協議会で、まず自助ですね。中にいる人たちを一斉に帰さない。安全を確保するまでそこにとどまらせる。それから共助、地域で民間企業の受け皿をつくる。それと公助、公的な機関がそこにいる。この3つの軸で帰宅困難者対策を進めておりまして、当然、公的施設にも受け入れるわけですが、今回も文化センターなんかでも受け入れました。そういったことを検討しているところです。

【委員】

幹線道路が車も通れないような人の波だったというんですけど、そういうところに区がスピーカーを設置して、群衆に情報を伝達するような方法は考えられないですか。

【説明者】

スピーカー、防災行政無線、これは、デジタル化を進めて配備、増加も含めて整備しているわけですが、特に新宿駅東口駅前と、避難先となる新宿御苑には今年度中に2基設置し

て、そこで避難誘導を行おうというような計画でおります。ただ、これも、すぐ設置されるわけではありませんで、この計画づくりをやっていたときに、まだその帰宅困難者の対策というのが、なかなか想定されないというところがありました。今後、第二次実行計画の中で帰宅困難者対策については、スピーカーだけじゃなくて、新たに例えば新しいツイッターとかワンセグ放送だとか、いろいろなものがありますが、そういったものを中心に、帰宅困難者あるいは滞留者にどうやって情報を伝えていこうか、そういった仕組みを検討しているところです。

【委員】

緊急時の方策というのは伺いましたけれども、それ以外、例えば今の情報機器を設置するというのは、そのときになってしようと思ってもできないわけですよね。ですから、今の段階からしていかなければならないんですが、区の防災対策というのを見てみると、非常にスピードが遅いというふうに感じるんですね。

例えば、公園は一時集合場所になっています。地震になれば、電気、ガス、水道は使えなくなるということで、当然、停電しますよね。さくら公園と中央公園は、非常電源設備とか、あるいはソーラー充電式の配備もつくということなんですけれども、他のところは、懐中電灯を頼りに、そこに行っても真っ暗で、どうしようもないんじゃないかと思う。そういうことに関して、発電機を設置したり非常電源設備をつけるというのは予算の関係ですぐに全部設置することは間に合わなければ、少なくとも明かりだけはなるべく早く、ソーラー充電で街灯みたいなものだけは何本も立っているようでないと思うんですけれども、そのあたりはどうなのでしょう。

【説明者】

避難所については、既に発電機は3台整備しています。避難所というのは学校ですね。学校避難所のほうは整備していますが、公園についてはないです。

先ほど委員がおっしゃったように、さくら公園と新宿中央公園に一昨年度つけました。3日間、72時間分の電源を確保するような施設をつくりました。ここは大きいところで、一時避難場所ではなくて、広域避難場所になっていますから、そこに人が集まってきても大丈夫なんです。それから、放送設備もつけまして、事務所から何らかの緊急連絡があれば、そこから放送ができる。今回の地震のときにも、そこから情報を流すというようなことをいたしました。

実際に、一番ピークで何千人か、ちょっと細かい数はわからなかったですけども、近くの高層ビルなどから、ヘルメットを持って、集団で中央公園に逃げてきたというか、一時避難したというような経緯もございます。

照明については、別に非常電源を使うほど電気が切れたわけじゃないので大丈夫だったんですけども、放送設備が結構有効に利用できたのかなと考えております。他の公園は、一時そこに集まって、そこから広域避難場所なり避難所へ行くという設定なので、その辺が、どこまで設備をするかというのは、ちょっと問題がある。それと、公園ですと、木がたくさん茂っていて、太陽電池がどこまで能力を発揮するか、場所によってはそういう問題もありますので、検討が必要かというような気がします。

あと、もう一つつけ加えて言うと、地域の町会・自治会は防災区民組織というのを設定しております。防災区民組織の規模に応じて、その防災用品や活動費の助成をしています。そういった中で我々は日ごろから、そういった防災用品を充実してくださいとっております。そういった地域で、照明ですとか、そういったものもある程度はそろえていただきたいということもございます。

【委員】

各公園に、全部、発電機はあるんですか。

【委員】

防災区民組織への助成なので、ないところもあるかもわかりません。

【部会長】

小さい公園、一時集合場所みたいなどころまで、全部、明るさが確保できないんじゃないかというご意見ですが。

【委員】

それはできません。

町会で、いざというときはここに集まってくださいと言って指定して集まってもらう公園には、真っ暗だったら、その発電機を使って、照明で明るくする。

【委員】

大きな災害が起きたときの対応です、一番基本になるのが新宿区役所、ここだと思っただけです。その下に出てくるのが地域本部と書いていましたね。これは、出張所になるんですか。

【説明者】

そうです。

【委員】

その他に、地域活動拠点とか、何かいろいろな施設があるんですよ。そういう体制というのは、どういうことなのかなということがあって、よくわからないということと、そういう施設があるのでしたら、電源の確保ということをおっしゃったんですけど、何日分の電源をそれぞれのところで確保しているんだろうかというところが懸念されるんですけども、そこら辺のところを教えていただければと思います。

【説明者】

まず、区役所が、本拠地、災害対策本部になります。万が一の場合には、防災センター、バックアップする施設があります。新宿区全地域で見ると10カ所の出張所がありますので、そこが、それぞれ地域本部があって、その地域を統括することになります。その下にそれぞれ学校避難所がついています。学校避難所が地域の活動拠点になります。そこで避難すると同時に、安否確認に出かけていたり、あるいは避難しない人でも、ライフラインが止まってしまうと、そこで給水活動をやりますので、みんなそこに集まって、情報も集まってきます。

それともう一つ、例えば道路の障害物を除去したり、瓦れきを処理したり、そういったことから、地域の工事事務所ですとか公園事務所ですとか清掃事務所、それからその他に災害医療

活動をやりますので、保健センター、そういったところが地域の活動拠点となってそれぞれ活動していくという形になります。

電源については、施設を運営するために、約60時間から72時間、重油で動かす非常用発電機を配備しています。それから、それとは別に、災害情報無線、災害情報システムのための発電機もまた別に72時間、動かせるよう設置しています。また、出張所に、建物用に非常用発電機を今、整備しているところです。

学校避難所には、発電機、ポータブル発電機を配備しています。発電機については小さいポータブルですので燃料次第です。

それと、保健センターですとか工事事務所だとか、そういったところにもまだ非常用発電機がありません。そういった施設にもこれからの計画の中で、ある程度、中型あるいは小型の発電機を設置していこうという計画です。

上落合防災拠点は、もともとは都の財産なんですけれども、区に移管されたもので、現在は、備蓄倉庫と起震車、車庫、それから消防団の倉庫等があります。広場になっていますので、そこが災害時には活動拠点になる。今後、建て替えの中で拠点にしていこうということです。もう一つ、小滝橋のほうに、これも地域の防災活動拠点として、一体的にそこにも職員を配置して、東側には防災センターもあるんですけれども、西側のそういった活動拠点として活用していこうと考えています。

それから、情報の流れで言うと、先ほど申し上げたように、各避難所にも防災行政無線を配備していますので、まずそこに全部、地域の情報が入ってきます。そこからそれぞれの地域本部の特別出張所に情報を上げて、そこからこちらの災害対策本部に入ってくる。逆のパターンもあります。そういった情報の流れを今、考えているところです。

燃料の補給は、今、石油業界と協定を結んでいるんですが、そこも強化していかなくちゃいけない。

【委員】

それともう一つ、瓦礫の問題はどうするか、考えていますか。

【説明者】

瓦礫の問題は一番大きな問題で、割り当て公園もこれから定めるところですけれども、どれぐらいの規模になるか。今回の東北地方でもかなり問題になっていますので、そこは、また再度、地域防災計画を見直すときに検討していく必要があると思っています。

【委員】

帰宅困難者もトイレの問題が大変深刻な問題だというのはあちこちの事例で聞いておりまして、そういうときにも使えるトイレをという話は、ずっと言われている話ですね。まずトイレの設置率といいますか、どういう基準で見るのか、これでまず十分なのかどうかということが一つ聞きたいということと、もう一つは、そのうちの災害時に使えるものというのは、ほんのわずかだということがわかりました。そういう意味で、今度の東日本大震災を受けて、トイレについての見直しといいますか、多分、相当、後押しがあるだろうと思うんですけれども、計

画の前倒しといいますか、その辺のお考えはないんですか。

【説明者】

トイレにつきましては、大きく分けて、建物型のトイレ、それともう一つは、いわゆる小さな公園についている独立型、大小兼用で1.9㎡ぐらいのものがあります。

このトイレが全体のトイレのうち7割を占めています。なぜこういう小さいトイレがついてるかですが、公園内には建物を建てられる面積限度というものがあります。都市公園法で、建物の面積の合計が全敷地の2%までというような制約がございます。新宿区の公園は、大きい公園もございますけれども、1,000㎡ないような公園が大半で、なかなか設備の充実した大きなトイレがつかれないというような現状がございます。

その中で、同じ箱型の小さなトイレでも、車いすを含めて、もうちょっと有効な利用範囲の広いトイレにしようということで、7㎡ぐらいのトイレに作り替えるような計画を、この地震がある前から少しずつ進めているところです。

それと、建物型のトイレにつきましては、少しずつ改修が進んでいますが、建物型の公園トイレのうち、6割の改修が終わっているところです。それから、公衆トイレにつきましても、23カ所中、10カ所、4割の改修が終わっています。この改修の中の一つの目的として、防災性に配慮するというので、建物の基礎をつくる時に、下にピットというものをこしらえます。空間ですね。コンクリートで空間をつくっておいて、そこに床を張って、通常はその配管の点検の場所になっています。建物と同じ敷地の空間で、深さが1m～1.5mあります。通常は配管の点検に使用しています。

災害時、下水と上水、両方だめにならなければ、トイレはそのまま使えます。上水だけがだめになったときは、例えばよそから水を持ってくれば、そのままトイレを使えます。下水がだめになったときは、トイレはそのまま使えません。そうなったときに、便器、トイレの個室にあるわけですけど、便器の底をたたき割ると、下に空間が出てきて、そのままいわゆる落とし型のトイレとして使えるというような工夫したものを今、設置しています。そういう工夫は、今回の震災に限らず、その前から少しずつ進めまして、現在でも10カ所弱ぐらいそういうようなトイレをつくっているところです。これから先もそういう形状のトイレはつくっていきます。

それとは別に、いわゆる公園の敷地の中に、通常は地上に何もないんですけれども、地下にマンホールをつくっておきまして、それを下水とつなげておきます。例えば震災で通常のトイレが使えなくなったとき、またはトイレの利用者が多くなったときは、そばに倉庫を建てて、しまっておいた機材を持ち出して、マンホールをあけて簡易式の便器を置き、そこにテントを立ててトイレにするというような工夫をしたトイレも、今回の震災に限らず、少し前から設置をしている状況です。

ただし、公園の地下というのは、例えば水害対策で雨水貯留をして、公園から水をあまり出さない、そういう施設が入っていたり、消防用の貯水槽が入っていたりということがあって、なかなか公園そのものの地下の空間のあいている部分が少なかったりすることがあるので、必ずしも防災用のトイレがつかれるとは限らないんですけれども、工夫をしながら、トイレは少

しずつ増やしていくというような状況です。

【委員】

災害時用のトイレを工夫されているということはわかったんですが、帰宅困難者と、それから被災住民が集まったときに、とても今のままでは数が足りないということがありますよね。それともう一つは、下水道の復旧が、被災地で非常に遅れているんですよね。下水が流れているときは、マンホールの上につくった仮設トイレでも流れていくと思うんですけども、下水に流す式のトイレは、下水道が壊れてしまったら使えなくなるわけですね。備蓄用の、袋みたいなのをトイレに設置して、終わったら口を閉めて捨てるというような、そういうものを備蓄としてとっておいたほうがいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【説明者】

各学校の避難所ですとか、備蓄倉庫に仮設のトイレや今おっしゃられた簡易型トイレとか、そういったものは、備蓄はしております。

ただ、何でも区というわけじゃなくて、それは、各ご家庭で、まずは自助という部分で、食料とそういったものはきちんと備蓄していただきたいと考えます。

【部会長】

今の話でちょっと聞いていて思ったんですけど、冒頭、帰宅困難者の話があって、帰宅困難者がこんなに東京にいたということは、想像しなかったですね。ですから、トイレや電源もそうなんですけども、やっぱり新宿区内に住んでいるだけじゃなくて、働いている人たち、オフィス、あるいは企業と言ってもいいですけど、そういう人たちの敷地の中で、トイレだとか、あるいは非常用電源だとかを民間にもっと最初から、建設の段階から協力していただくという全然方向の転換をしないと、行政需要で防災のほうに予算が吸い取られて、他のサービスが落ちるという話になっちゃうから、そういうことは必ずしもいいと思えないんですよね。おっしゃるように、何でも行政が、というのではないと思うので、新宿区は、帰宅困難者に対して先進的、先駆的な方向、方針を示すべきなんじゃないのかなと思うんですけども。

【説明者】

これは全区的なものじゃないんですけども、先ほど申し上げた新宿区駅周辺の地域で言えば、新宿区駅周辺防災対策協議会というのを設けて、新宿ルールというのをつくっています。この中で、先ほどから再三申し出ているんですが、まず自助、これは、各施設、組織は組織で対応するというものであって、各施設、建物であつたりビルであつたり事業者、あるいはデパートだったり、そういったところはまず自分たちの従業員とそこの在館者の方の安心を確保しなさいと。そのための耐震対策ですとか事務機器、家具転倒防止対策、それからあと備蓄ですね。トイレの話もありましたけど、そういったものをやりなさいというルールがあります。

そうは言っても、新宿区駅周辺なんかは、買い物客、通勤・通学者がいっぱいいます。そういった人たちは地域で対応しなくちゃいけないということで、今回もやったんですが、帰宅困難者の方の対策、ケア、特に災害時援護者がいっぱいいますので、そういった方の救援なんかもやってきたところです。地域だけ、あるいは行政だけでなかなか限界もありますので、これ

は、広域的な視点から、東京都あるいは国に対しても働きかけをして、また、民間事業者、今回、東京都なんかは駅周辺の再開発建物事業者ですとか再開発事業者に対して帰宅困難者の受け入れなんかを要請する。あるいは再開発のときに、今、おっしゃられたような設備を努めていただくというお話もありましたし、現在、JRのほうも方向転換して、駅の中でも宿泊施設をつくっていくというような方向があります。そういった大きな流れをとらえて、そういうところも加味しながら、とりあえずまず新宿区駅周辺の対策を立てていく。そして、まず新宿区周辺のそういった流れの中でつくってきたものを、新宿区内には、高田馬場ですとか飯田橋、四ツ谷、そういった大きな主要駅がいっぱいありますので、どれも同じようなルールを適用していきたいと思っております。

【委員】

飲み水については、自助で1週間分ぐらいの家族の分は用意しなければいけないと思います。それについては、啓発を徹底していただく必要があると思います。生活用水では、何箇所か区で管理している井戸があるらしいんですけども、定期的に点検して、いざというときにそれが使えるかどうか。それから、どこにそれがあるかということも、知らない人が多い。そういうところもきちんと情報開示していただきたいと思います。

【説明者】

今おっしゃった井戸については、浅井戸、これは、協定を結んで、区内に110カ所ぐらいある。災害時用井戸ということで、各地主さんと協定を結んで、災害時には使わせてくださいということで、今その表示もしながら使えるような形でやっています。毎年、点検して使えるのか使えないのかということも調べて、壊れた場合には補修をやっております。それと、もう一つつけ加えて言いますと、生活用水については、学校のプールの水をろ過して、ろ過機は各避難所、学校にありますので、それを生活用水に充てるというのと、飲み水も各学校に貯水槽があります。それから、その他に区内には淀橋給水所がありますので、そこから確保する。生活用水については、今のプール、それから浅井戸、あるいは深井戸と呼ばれるものも6カ所あります。これは事業者が持っていたりするものですが、それとも協定を結んで、実際に震災のときには生活用水として使えるような態勢となっているところです。

【委員】

プールの件ですけれども、近くに小学校がありまして、屋上のプールをいざというときには使うということになっているんですけども、直下型の地震のときには、新潟県でもそうだったようですけれども、ひびが入ってしまって、水がみんな流れてしまったという話を聞いたんですね。直下型のときにその水が使えるかどうかというのは、どうでしょうか。

【説明者】

学校は、耐震対策は100%やっています。

【説明者】

公園には、水道局の施設なんですけれども、西の地域で言うと百人町ふれあい公園、それから東の地域で言うと鶴巻南公園、この地下に水道局が設置した1,500 t から2,000 t の水が常

備されている施設があります。これは、たまり水にすると、水が腐ってしまうので、太い水道管を引いておいて、中に水を入れて、それからまた出すと。要するに、途中の水道管を太くして、そこに水をためるような施設として、公園の地下につくられたんです。管理そのものも水道局がやっていますので、定期的に点検をしながらやっている。それが、現在、新宿区の公園の地下、2カ所に設置されている。それは、そのまま水道の水を引いてそのまま出していますので、当然、飲み水として使えます。そういう施設も公園の中にはあります。

【委員】

ちょっと観点を変えますけれども、新宿区役所の職員の方、区内に在住している方って非常に少ないということ、教えていただいたんですけれども、たしか11%とか。

【説明者】

312人です。

【委員】

いざ、こういう大震災が起きたときに、職員は駆けつけられるのであろうかというようなところ。上落合に職員住宅をつくるという話ではありますけれども、焼け石に水みたいな感じもするんですけど、いざ有事のときに職員を確保できる方策というんですか、どのようにお考えなんでしょうか。

【説明者】

区内在住職員は312人いまして、もし夜間、休日に発生した場合には、特別非常配備態勢をとって、312人プラス管理職ですとか危機管理課、あと中心となる課の480人が配備態勢になって、それぞれ持ち場に駆けつけることとなっています。特に防災時の職員で言えば、現在3カ所ありまして、それぞれ防災住宅の職員については、区役所ですとか、あるいは出張所に行つて、立ち上げ準備を行う。その間にその配備態勢の要員が駆けつけてくるというような態勢を想定しております。

それから、昨年度、BCP計画をつくったんです。そのときに、約3,000名の職員の自宅と、そこからそれぞれ参集する職場の距離を計りまして、大体迂回してきたり、障害物があるところから1.5倍して、それから歩く早さを大体3kmで換算したところ、大体約5時間で3分の1が駆けつけられる。ただ、これはあくまでも机上の計算ですが、約1,000名が1日のうちには来られるだろうということで、組み立てをしているところです。

【委員】

先ほどおっしゃったように、大災害時のときには初動態勢が重要だと思うんです。そうしたときに、今おっしゃったようなことで十分と考えるのかどうかということだと思うんですけど。

【説明者】

毎日、管理職も交代で防災宿直として泊まっている。そういったことから、一応、現在のところ、非常配備態勢という特別な非常配備態勢としては、ある程度、態勢がとれていると考えております。

【委員】

そういう非常時の場合のマニュアルとか、あるいは研修みたいなことはやっていらっしゃるんですか。

【説明者】

マニュアル自体は以前からあるんですが、ただBCP計画を策定し、これは限られた人材の中でどこまで何をやればいいのかという計画ですので、今年度それに基づいて、これは今回の震災に関係なく、見直しをやっているところです。何人来られるか、あるいはこういった資機材が使えるか、こういった部屋が使えるか、もしかしたら全部ダウンしてしまうかもしれない。自分たちの応急対策、あるいはいろいろ一般の事業の中でストップできない業務もありますので、そういったものをどうやってやっていくのかというマニュアルづくりを、今年度かけてやるということです。

【委員】

道路課の管轄になるんだろうと思うんだけど、無電柱化というのがありますね。トランスも随分大きくなって、何かしなっているぐらいのもの、ああいうのはもう早く無電柱化してほしい。補助72号線は新しく道をつくるんですから、埋設するというのは当然の話ですね。

区民からこの話が出るのは、災害時に電信柱が倒れる、あるいはもうトランスが落ちてくる、だから地中へ埋設してほしいという災害対策の中の大きな要素の一つではないかと私は思っているんですけども、新宿区も、そういう意味で、本当は埋めたほうがいいというようなところに、とても手が回らない。そういうのが実態だと思うんですが、その辺の実態把握というのはできていますか。

【説明者】

実際、新宿区道の地中化率というのは約10%ぐらいです。国道ですと100%、都ですと、都市計画道路等がありますので既にかなり整備されています。歌舞伎町や新宿駅周辺地帯は地中化しているところもありますが、実際、整備するに当たって、地上機器を設置していかなければならない。6,600Vが電線には流れていますので、それを各家庭に分配するには、100Vとか200Vというのに落とす必要があります。そのためには、やはり地上にそういう機器を置かないといけませんので、歩道と道路の中の物理的な話になってきます。歩道幅員に余裕があるところでの整備に限定されてきてしまうところが現状です。

都市計画道路や既存の路線でもなるべく歩道を拡幅しながら地上機器を置いていき、無電柱化をしていくという形で進めているところです。

区のほうで独自に実施するものとは別に、再開発等があった場合には、その周辺道路が、ある程度の広幅員道路で整備されますので、その道路について無電柱化していくと、そういった取り組みを行っています。

【委員】

高層ビルとか超高層ビル、随分増えてきています。建築基準、耐震基準を満たしているものは、そう簡単に倒れたりはしないらしいんですけども、上層階の人が孤立してしまいますよね。そのために、護送ルートあるいは各階に備蓄倉庫をつけるようにということを条例で義務

づけている区もあると聞いています。新宿区は、まだそこまではやっていないですね。

【説明者】

超高層マンション対策で、備蓄倉庫の義務づけですとか、そういったことはまだやっていないんですが、新宿区内には60m以上の超高層マンション、共同住宅は大体37棟ほどで、今ちょっと増えてきていますけども、今年度、高層マンション対策といういわゆるソフトの部分で、そういったところと中高層マンションを対象に、マニュアルづくり、あるいはアドバイザーの派遣を行い、自主組織をつくり、マンションの中で防災対策を考えましょう、ということと、もう一つは地域との協力態勢づくりをやっていきます。そういった中で備蓄については、もし防災区民組織を組織していただければ、そういった資機材の調整も区のほうでやっています。

【説明者】

建築のほうでは、従来ですと、総合設計制度、それから容積の割り増しを行うような許可を伴うときには、地域で活用する備蓄倉庫については容積率の緩和の対象にしており、東京都も既にやっているところなんですけれども、総合設計などで、ビルの住民のための備蓄倉庫についても、容積の緩和も総合設計の場合には対象にしておこうというような仕組みづくりの検討を始めたところなんです。それにしても、なかなか地域というふうに言いますと、位置づけも難しくなったりしますので、なるだけそういったものがつくりやすい環境づくりを、現在、建築容積率について検討しております。

【委員】

建物の耐震助成、いわゆる戸建ての古い建物を耐震補強したらいいということは皆わかっている話ですが、診断は無料でやってあげますよという呼びかけにも関わらず、なかなか進まないと理解しています。これが順調に広がっていかない理由をどういうふうにとらえていますか。

【説明者】

担当部署としては、耐震が徐々に広がってきているという認識はございます。例えば工事件数で言いますと、実際の工事の助成を平成18年度から開始したのですが、初年度は5件、19年度は12件、20年度が18件、21年度が36件、22年度が42件ということで、倍々ではないですけども、結構いいペースで拡大してきており、他の区の状況を聞いた中でも、新宿区の耐震の広がりというのは、結構ほかの区に比べてはいいのかなと認識しています。

あと実際、先ほどおっしゃった診断の部分ですが、3月11日の大震災以降、5月末まで、木造の第一ステップと言っております予備診断が、2カ月半ぐらいで220件参りました。これは、その前の年度、22年度の木造の予備診断、これは1年間で202件でございましたので、1年間分を超える件数が2カ月半で来たということです。今回の震災を受けて、改めて震災対策が必要だというようなことを、皆さんお感じになったというところで、この件数が出ているかと思うんですが、担当部署としては、先ほどの工事の助成が増えているかどうかということもあるかと思いますが、今、皆さんが震災に対して非常に関心を持っているこの時期に、この耐震の事業をより進めていきたいと考えています。

【委員】

お金がないから、地震が来たら家がつぶれてそのまま死にたいという、高齢者のひとり暮らしだったり、そういう人たちの話は聞くんです。耐震を必要ないなどと思っていないんだけど、できないということに対して、何か考えていますか。

補強も相当幅があって、場合によっては、つぶれて下敷きになって死なないような弱い補強、今お金がこれしかないから、補強の第一部分はこのぐらいだけやって、またお金がたまったら次をやってみたいな、そういう広く言えば弱者対策というものをもっときめ細かく考えていかないと、こういう問題は建前だけいくら言っても、実際はなかなか進まないんじゃないのかなと感じているのですが、その辺はどうですか。

【説明者】

新宿区の耐震制度は、全国的に見ても、本当に何本かの指に入るぐらいの手厚さだと思っております。木造の耐震工事に対する補助金の300万というのも本当にトップクラスですし、あと平成20年度から、今委員がおっしゃったような、そういう部分的な補強だとか、100%じゃなくてもいいんじゃないかというような声をお聞きした中で、簡易耐震改修工事、通常ですと上部構造評点を1.0以上にして大丈夫ですよというところまで持っていくんですが、0.7という数字でオーケーにする簡易耐震改修工事ですとか、耐震シェルターや耐震ベッドですね。区役所の1階に、年に2回ほど展示させていただいておるんですが、全体改修が難しいというようなときに、そういう一部屋の部分、もしくはベッドを入れて、そのベッドの中にいらっしゃれば大丈夫だというような部分も、いろいろな声をお聞きする中で拡充してきております。結構この耐震のメニューにつきましては、毎年度毎年度いろいろな声をお聞きしながら拡充していておりますので、今後ともそういういろいろな声をお聞きしながら、区民の方が使いやすい制度になるようにしていきたいと考えています。

【部会長】

一番最小は、そのベッドということですか。それはおいくらなんですか。

【説明者】

ベッドで、今、一番安いのが、設置費用21万円程度でございます。

【部会長】

要は、ベッドの上を安全にするという意味ですか。

【説明者】

ドーム型で、こちらについては区のほうから10分の9の助成をさせていただいています。

【部会長】

じゃ、数万ぐらいでいいですね。

【説明者】

はい。1週間ずつ、年に2回展示もしていますし、大きなイベントのときはそこで展示したり、年30回ぐらい、区の職員がいろいろなイベントへ出ていっております。土日だとか、夜間だとか、地域センターまつりですとか、いろいろなところで一生懸命PRしております。今回の地震を受けて区民の方の関心も高まっていますので、よりPRをしていきたいと考えております。

【委員】

適切な行政評価の実施という観点からお尋ねしたいんですが、ヒアリング項目でのお答えを見ますと、住宅の耐震化率について、第一次実行計画では設定していませんというお答えが書いてあります。その一方で、総合計画では、目標年度、27年度ですけど、90%以上という指標が設定されています。今回は、第一次実行計画が終わるといような段階になってきて、今までの対策はどうなんだろうかと、耐震率の向上にどの程度貢献しているんだろうかと、そこら辺の具体的な達成結果が不明確なので、区民としてもどの程度進捗しているのかというのはなかなかわからないという現状だと思うんです。

行政評価の場合には、一般的には、明確な目標を掲げて、定期的にそれを見直す、PDCAサイクルを回していくということでやっていますので、我々外部評価する者としても、そこら辺の指標をもう少し明確に出していただけないか。何らかの形でそれに代わるような指標を考えていただくとか、そうしていただかないと、的確な評価ができないということなんですけど。

【説明者】

耐震改修の促進計画でできてくるかと思うんですけれども、その中で、達成率みたいな形で数字としては出るかと思います。第一次実行計画の中では目標の設定がそういう形になかなか途中で切り替え切れなかったんですが、第二次実行計画の中では、今、委員がおっしゃったような形でやっていきたいと考えているところがございます。できる限り区民の方にわかりやすい指標に切りかえていければと考えている次第です。

【委員】

現状として、耐震化率は何のくらいになってきつつあるんですか。

【説明者】

耐震促進計画をつくったのは19年度でして、18年度末の住宅の耐震化率は83.6%でした。計画は22年度に見直しを行う予定だったんですけれども、ちょうどまとまった時期に今回の地震が発生してしまったので、公表を控えている状況です。試算ということでご理解してほしいんですけれども、これが約2%から3%向上しているというような状況です。もう少し上がらないと27年度90%というのはなかなか達成しづらいんですけれども、そのくらいの間には動いていく。ただ実際には、56年度以前の建物というのが滅失していきますので、そういった意味での自動更新的な部分での耐震化率の向上というのがありまして、それに、今、行っている耐震補強の関係が上乗せされてきていますから、アバウトな数字で大変恐縮なんですけれども、そんなふうな数字で近づきつつあるとというのが現状です。

【説明者】

前の促進計画の目標は27年度までに1,000戸の耐震化を図るということで、木造の戸数だけでいきますと、1,000戸まで全然達しないんですけれども、平成22年度から、マンション等の非木造の補助制度も開始いたしました。22年度についてはまだ耐震工事の補助実績がないんですが、今年度もう既に1件出ておりますし、今後件数が結構出てきそうなので、そうなりますと、例えばマンション1棟で例えば100戸入っているマンションが改修されれば、実施件数100

戸という形になります。木造・非木造合わせての1,000戸が目標でございます。そういう中で27年度目標については、今後、達成できる見通しは、担当課としては持っております。

【部会長】

マンションの耐震補強というのは、具体的に何を想定して言っているんですか。

【説明者】

実際、非木造については、アドバイザー派遣から簡易診断をやりまして、最終的に工事までやっていくんですけども、いろいろな手法がございます。

【部会長】

相当コストがかかりますね。

【説明者】

かかります。一応、補助金額ですと、通常のマンションでは上限額4,000万、緊急輸送道路沿道では上限額1億という補助金を既に稼働させています。

【部会長】

じゃ、区単独じゃないですね。

【説明者】

ええ、もちろん補助金が入ってきます。

【委員】

木造住宅の密集地区の整備ということで、若葉地区が挙がっていますけれども、新宿区内にはそういう地域が全部で何カ所ぐらいあるんですか。

【説明者】

東京都で地域危険度調査ということで、地域危険度5ですとか4ですとか、そういう形で示しているのがございます。若葉地区につきましては、前回の調査で都内で町丁目別でワースト2とありましたので、若葉以上の地区は新宿区内にはないんですが、他の地区でもまだ若干、危険度が高い地域がございます。そういう地区につきましては、景観と地区計画課で、初動期のまちづくりに入っております。安全対策のまちづくりというのは、地域の方と協働していかなくてはいけませんので、今、初動期のまちづくり、10カ所程度入っていますけれども、そういう中で区民の方と話し合いながら、一方で安全にするためには規制も働きます。やはりある程度、住んでいる方が、自分たちでこういうところは守らなくてはいけないというような規制も働いた中で安全なまちにしていけますので、どこまで皆さんやるかというようなところで、いろいろと話し合いながら計画をつくっていくことになろうかと思います。

【委員】

今回の地震で、新宿区内に被害を受けた木造住宅というのはなかったんですか。

【説明者】

屋根瓦が落ちたというのは何軒もありますけども、木造で建物が、いわゆる中壊とか全壊というのはありません。

鉄骨で棟全壊というのがありましたけれども、木造ではありませんでした。既に使っていな

い建物だったんですけど、鉄骨の3階建ての1階の中柱が折れてしまいまして、横にかしげてしまったというのが1件です。

【委員】

計画事業42「建築物の耐震強化」の指標2で、中間検査受検率、これは100%でないとおかしいと言ったことがあるんですけども、20年度が90%、21年度が91%、22年度が97%。これは、何かの努力をなさってこれだけ上がったのかなと思いますが、その辺はどうなんですか。

【説明者】

そこは、以前、100%にすべきだというご指摘をいただきました。目標の幅が大分広くなりましたので、従来どおりというわけにはなかなかいかなかったものですから、検査時期を迎えた現場に、受検をするよう現場のパトロールを行うようにしました。その結果啓発されたということも事実なんですけれども、未着工の現場が確認されたので、その部分で母数が減った関係もありまして、当然分子のほうも増えているんですけれども、両面から率としての向上は上がっているというのが現状です。

職員が、月に1回、その時期を迎えたすべての現場を回っていますので、そういう意味では職員の努力も数字に出てきたのかというところです。

【委員】

新宿区内には、区道、私道を合わせて195kmの細街路があるということで、毎年、毎年度6.5kmずつ整備しているということで、21年度までに13%整備が終わったということなんですけど、これ、もうちょっとスピードアップするということはできないんですか。予算の関係ですか。それとも、住んでいる人たちとの話し合いがうまくいかないということですか。

【説明者】

通常、私どもは建てかえ時に合わせて拡幅をしています。ですので、大体、昨年550件、要は新しく建てるときに、道路は下がってくださいというところでやっています。ただ、それで普通に計算してみますと50年近くかかってしまう。194km整備するのに50年ぐらいかかるということで、声がけということで、既に建てかえが終わっていて、建物が下がっているようなところをピックアップしまして、そういったところに、例えば戸別訪問して、下がっているところについて道路整備させてくださいというような取り組みを実は昨年度から始めています。

併せまして、今年は、2カ所、ここ・から広場の周辺、それから戸塚三小の周辺について、街区による細街路整備として、一時避難場所に通じる細街路を優先的に整備していこうということで、道路に下がって舗装するだけではなく、例えば電柱が真ん中にある電柱を移すとか、そういったことも含めて、事業化をしているところです。

まだ着手していませんけれども、一応、今年度の予定でその2カ所も、建て替えに合わせて、共有整備も加えてやっていくことを計画しております。

【部会長】

外部評価の動きも活用していただいております、我々も大変感謝していますが、今回の東日本の大震災を受けて、さらなる検討や、新たな方針はありそうですか。

【説明者】

今年は2カ所の街区による整備、来年度から新しく第二次実行計画が始まるわけなんです、私どもとしては、これを計画事業に上げて継続的にやってきたいと考えています。毎年度、定期的に、今年はこちらが済んだから、次はここということやっていきたいと考えております。

【部会長】

結局、無電柱化も、それから耐震補強についても、今の細街路についても、面的にやらなければ意味がないだろうというのはこの数年前から議論していきまして、それぞれのパーセンテージが高くなることはもちろん個別に重要なんですが、そこが避難所や避難場所になっているとか、そういう特定の地域はもっと急いで高くしなくてはいけないという、その点とか線の整備ではなく、面的に避難所を中心にやるべきではないかというのが区民の方々の意見で、それをはっきりすれば、本当にそこまで逃げれば何とかなる。その逃げる道も安全だということだと思いますので、ぜひそういう形で、第二次実行計画の中で、面的な考えというんですか、やっていただければ、大変、我々としてもいいなと思います。

【委員】

47番「地域防災拠点と避難施設の充実」について伺います。

47番は災害情報システムのデジタル化が終わるということと、防災ラジオを整備したということで事業として終わりだということです。その中で、防災拠点、避難施設の充実という意味では、放送とラジオでもう終わる、課題は全部クリアしたということですか。

【説明者】

いいえ。先ほども申しあげましたけれども、今回の震災からの課題で大きく2つあって、これは、情報連絡態勢、現在、システムの話で言うと本庁と地域本部しかないんです。もう少しそれを拡大していこうということと、情報提供で言うと、今もお話がありました屋外スピーカー、それとあと防災ラジオがあるんですが、その2つもデジタル化しましたので、今後、ソフトの部分でどういった時期にどういったタイミングでどういった情報を流そうか。そのソフトの部分も当然やっていくわけですが、その他に情報伝達の手段として、新しい今いろいろな機材がありますので、こういったものも活用していこうと考えています。電源が落ちたときには、屋外スピーカーですと20時間も持ちます。防災ラジオも、ずっと充電していただければ、それで大丈夫なわけですが、ただそれだけでは、やはり防災ラジオを配付しているところも、町会の役員ですとか限られていますので、もうちょっと広く一般に伝えられるような仕組み、例えば先ほど申し上げたワンセグですとか、区も4月1日からやっているツイッターですとか、そういったものも使って、区民や帰宅困難者には情報を提供していきたいと考えております。当然、今、配備している防災ラジオなども全部使っております。

【委員】

この東日本大震災を受けて、新宿区として災害対策としていろいろと挙げられましたね。危機管理課としての区内にこういう方向でいきます、こういう方針ですというのがあれば、私どもにも見せていただけるとありがたい。

【説明者】

1つは、防災会議という中で、今回の防災計画の修正方針という項目を出しています。それからもう一つは、災害対策推進委員会、これは全庁的に部長が集まって災害対策を決めるものですが、その中でも、指針を出して、こういった方針で検討していきますと示しております。資料はありますが、それはあくまでも方針を示したものです。まだ中身はこれからです。

【委員】

47番「地域防災拠点と避難施設の充実」の関係でお尋ねするんですが、今回の震災の宮城県の石巻市など現場を見てきたんですけれども、そのとき市役所の職員が、いろいろな業務に追われて、てんやわんやだったんです。罹災証明書の発行とか、義援金の支給事務、生活再建資金とか、そういうときに、甚大な被害を受けたところは非常な業務量に追われるんですよ。そうしたときは、情報処理システムで処理するのが非常に円滑に効果的に進むということで、被災者支援システムというものを国で勧めているんですが、そのことについてヒアリング項目でのお答えとしては、効果的なものがあれば検討したいということでした。大きな災害が起きたときに、どういう業務が発生するのか、それを円滑にこなすにはどうしたらいいのかと、こういうことは、ふだんから関係部署を交えて検討していく必要があると考えているんです。そういう意味からの質問だったんですけど、むしろ積極的にそういったことに備えてどうしたらいいんだという観点から受け止めて考えていただければと思うんですけど。

【説明者】

今回、初動態勢に少し問題があったということは先ほど申し上げたんですけれども、第二次実行計画の中でそれを補完するシステムを構築する。まず、初動態勢をきちんとやるというシステムをつくっていくのと同時に、時系列的に言うと、最初3日間から1週間は、イントラシステムは立ち上がりませんから、応急的な防災無線を使うとかシステムで行う。その後、イントラが復旧した後に、今おっしゃられたような支援情報システムを立ち上げてやっていこう。ただ、今、既存のパッケージがいくつかあるんですけれども、使いにくいのがいっぱいあるんですね。先ほど申し上げたように、今、こういった活動をどういうふうにやっていこうかというマニュアルづくりをやっています。それに合わせてその新システムも新宿区に合った、通常そんな難しいものじゃなくて、エクセルとかアクセスでつくれますので、イントラが復旧すれば、そういったものをつなげられますので、そういったもの、わかりやすいものをつくっていこうと思っています。

最初の初動期に入力した例えば避難所情報だとか、そういったものをそのまま流し込んで使えるような形にしていこうと思っていますし、罹災証明システムで言えば、今、東京都が汎用性のあるものをつくっていますので、そういったものに連動して、全部、簡易な使いやすいのを構築していこうと考えています。

【委員】

関係部署でいろいろなシステムを持っているので、いかに情報を連結させていくのかというようなことも、石巻あたりでは課題でした。そういったことも踏まえて検討していただ

ければと思います。

それから、ヒアリング項目30番目のところに、新宿区緊急震災対策により中央図書館のスケジュールを改めて判断することになりました、という記述があるんですけど、こういう大方針をおつくりになったのかなと思ったんですけど。

【説明者】

これは、企画サイドのほうで、今回の地震を受けて、備蓄だとか、あるいは新たに整備するハードの部分で、そういったものをどのような形でやっていこうかという緊急対策ということで、方針を示したものです。

【委員】

災害時の情報発信として、新宿駅周辺には電光掲示板がいっぱいありますよね。あそこを使わせてもらうということではできないのでしょうか。あそこで流したら通行人にはすぐに伝わると思うんですけども。

【説明者】

既に例えば大型ビジョン、新宿区駅前のALTAビジョンでは今回の地震でもニュースを流していますし、あるいは駅の中のビジョンでも全部流しています。ただ、その他にもいろいろ、南口にもありますので、そういったところも活用しながら、避難所情報だとか交通情報を伝えていきたいと思っております。

【部会長】

冒頭も申し上げたように、この第1部会は防災を最大のテーマとってきました。さらに今回は、東日本大震災で、我々が言ってきたこともさらにもっとやってほしいということで、今日のヒアリングでは先ほど来からお伺いしていると、それなりに第二次実行計画の中で新たな計画事業が出てくる可能性もあるということで、我々は、第二次実行計画の中で実行されるテーマ、新しい計画がどんなことなのか、あるいは今までの評価からどのようにして新しい提案が出てくるのか。また、これは委員の中でよく議論になるんですけども、どういった指標を掲げたらいいのかというのは、我々もわからない部分があるんですけど、今回のヒアリングで、現場を見てみるとこういう指標もあるかなという気も少しずつつけてきているので、第二次実行計画に当たって、今までとは当然違うということですので、防災は全く新たな視点、新たな気持ちで取り組んでいただきたいと思います。どうも今日はありがとうございました。

それでは、外部評価委員会、第1部会のパート3ということで、環境対策課、道路課、みどり公園課の事業について、ヒアリングを始めたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

時間も限られておりますので、それでは5つの事業が対象になっております。51「地球温暖化対策の推進」、54「環境学習・環境教育の推進」、57「新宿りっぱな街路樹運動」、58「新宿らしい都市緑化の推進」、59「樹木、樹林等の保護」です。

既にヒアリング項目のご回答をいただいておりますので、ナンバーで言いますと14番、事業ナンバーで言うと51番、ここから、少しこちらからの再質問をさせていただきながら、意見交換をさせていただきたいと思います。

では、51番についていかがでしょうか。

【委員】

質問項目14番で、新エネルギー・省エネルギー機器等導入補助事業を始めたりにして、いろいろな事業をおやりになっているんですが、温室効果ガスの削減という観点からして、どの程度の効果があるのかというようなことをもう少し区民に見えるような形で啓発普及していかねればいけないんじゃないかということ、これまでも何回かお願いしてきているんですが、お答えが少し噛みあっていないようなので確認をお願いしたいというのが一つ。

それから、今、資料をお渡しいただきまして、新しい指針、国も方針を新たにしたこと、それに踏まえた区の方針をお決めになったようなので、その中身についてお聞かせいただければと思います。

【説明者】

1点目の新エネルギー等の機器導入補助など、区の温暖化対策の事業によって、温室効果ガスの削減がどの程度かということ、区民にわかるように示してほしいという意見で、回答が非常に簡単で申し訳ありません。

これに関しましては、1つは、新エネルギー・省エネルギーの補助、これは、太陽光発電システムやエコキュート、エコジョーズ等々の補助です。これは、ある程度の定式があります。例えば太陽光発電システムでどれだけの出力のものを入れたら、年間的にどれだけの削減になるかという定式がございますので、それで表をつくっております。今後毎年作っています環境白書の中で、その結果を載せていきたいと思っております。

エネルギー補助ですと、事業の完結は年度が終わってからになりますので、そこからの計算になってしまいますけれども、環境白書やホームページに載せたいと思います。

この補助が始まったのが21年度からなんですが、例えば21年度に何台太陽光を入れたとか、エコキュートを入れたとかいうのを計算して、それぞれどれだけCO₂が削減できたかということ、一定の形式に基づいて計算した結果、21年度については約203 tです。22年度については、さまざまなものを入れたことによって約260 tが削減できました。

ただ、これは区が補助してついた太陽光だけです。独自に設置したものは把握できておりません。それが補助金に関するCO₂の削減です。

他の事業ですが、例えばライトダウンキャンペーンを22年度までやっております。ちなみに今年度は、毎日がライトダウンの状況になってしまったので、節電イベントというのをやりますが、今までのライトダウンは、それぞれ事業者とか区民の方から申請を出してもらって、その申請に基づいて計算しております。ライトダウンに関しては環境白書に載せてあります。3年間、20年度、21年度、22年度とやりましたので、参加件数、電力削減量は温室効果ガスの排出係数があるんですが、これと掛け算をして、20年度は3 t、21年度は4.5 t、22年度は7 tの削減となります。

他の事業等も環境白書に掲載しておりますが、ホームページ等々でも、事業が終了して、換算ができれば載せていきたいと思っております。

また、新宿区の場合は、他にみどりのカーテン事業ですとか打ち水、こういう事業もやっております。ただ、これに関しては非常に換算が難しいんですね。みどりのカーテンを1つ設置して、それがどれだけエアコンを使わなかったというのは、どの数字で換算していいかというのが一般的にはないです。これは、いくつかの事例を集めて、平均的な数値を出す取り組みを、今、環境学習情報センターと早稲田大学とで実証的に出してみても、一定のものができればと研究中です。打ち水についてもCO₂の削減効果はなかなか出しにくいものです。

それから、カーボンオフセット事業とあって、新宿区が、伊那市で森林整備、間伐をやっています。沼田に行って植林もしています。こういうものは、林野庁がベースとした数字がありますので、それで算出しております。例えば伊那市とのカーボンオフセットは、初年度、21年度は130 t、22年度は累計加工しまして225.7 t。これは長野県が認証してくれておりますので、環境白書ですとかホームページ等で掲載できると考えております。

事業それぞれに一定の計算式があるものは、そういう形で計算して表示をしていこうと考えております。そういう努力をして、結果として見えるような形にしていきたいと思っております。

次に、今回の温暖化対策指針ですが、「低炭素な暮らしとまちづくりに向けて 新宿区地球温暖化対策指針〈概要版〉」を配付しました。これは概要版です。この概要版は皆さんに普及版でお配りしています。

これを作成するに当たって、環境審議会とあって、学識経験者と公募の区民の人がいる審議会で検討してもらったんですが、審議会の下に専門部会を設けて、昨年度公募区民の方も含めて検討してもらっています。それと、当然、パブリックコメントを出しまして、70ほどの意見が出されました。例えば、新宿区で低炭素な暮らしとまちづくりと言っているけれども、これは一体具体的にどんなことなんだというのを簡単に定義してほしいという意見をいただいたので、表紙に「「低炭素な暮らしとまちづくり」とは、社会や生活基盤を省エネ型にして、CO₂排出量を減らしていくことを意味しています」という、極めて簡単な定義をしております。内容は、社会基盤、いわゆるインフラとできるだけCO₂を排出しないもの、また日々の生活スタイルを、CO₂を出さない省エネ型のものにしていくということに向かって、さまざまな対策を打っていこうという趣旨を示しています。その他さまざまな意見がありましたので、できる限り反映するようにしています。

この指針の策定の目的と位置づけは、今まで京都議定書に基づいて削減計画を立ててまいりました。それは、平成18年に策定した新宿区省エネルギー環境指針に基づいて計画を進めてきました。その計画が2010年度までの計画です。CO₂の排出量のデータは、3年遅れで出てくるんですね。これはいつも批判を浴びるんですが、23区ですと、特別区の協議会がまとめます。協議会のほうにはできるだけ早く出してくれと言っていますが、東京都からのデータが遅れるので、どうしても3年遅れになってしまいます。そのため、新宿区省エネルギー環境指針を策定するときには、2007年のとき新宿区の排出量310万 tをベースに考えざるを得ない。ちなみに、今年2008年度の数字が出ておりますが、2008年も313万7,000 tになっていて、むしろ2007年に比べてあまり減らなかった。

目標としては、2010年までは今までの古い環境指針に基づいて目標を立てておきまして、それが1990年比でプラス5%という目標です。2007年度の数値もそうなのですが、現状が、1990年より26%増加している。後追いで結果が出てくるんですが、当初の目標は達成できないという話になるわけです。ただ、今も想定では、恐らく達成できるだろうと考えております。というのは、CO₂の換算は、先ほど言いましたように、排出係数というのがあって、2007年、2008年は排出係数が非常に高いんです。これは、柏崎刈羽の原子力発電が停止したことによって火力発電が増え、排出係数がすごく上がってしまったんです。それが2008年の後半から稼働して、2009年になって排出係数がかなり下がります。それと、2008年にリーマンショックがあり、経済活動が停滞しましたので、そういう意味で排出量が減っているのが測定される。ということで、2009年、2010年は恐らく目標を概ね達成できる数値になるだろうと想定しております。ちなみに2008年は、CO₂排出量は国全体ですとかなり下がっております。新宿区とか都心部は事業所部門がかなり増えたので、あまり減っていないんですが、そういう状況でした。

そういうことを踏まえまして、新しい指針は、国の2020年に向けて1990年比で25%削減する。国の動きが非常にいろいろあって、今の段階でも閣議決定までは受けたんですが、法律は成立しない状況です。ただ国際的に表明しておりますので、2020年に1990年比でCO₂をマイナス25%にするということと整合性をとり、新宿区としては目標を立てたわけです。そうすると、2015年のときに1990年比と同水準とするということで、2020年の25%削減を目指して取り組んでいきます。

新宿区の特徴で非常に大きいのは、民生の業務部門の排出量が非常に大きいことです。業務部門とは、事務所とか病院とか役所とか、いわゆる事業所です。新宿区は産業部門が比較的少なく、業務部門が60%と多い。また、民生部門、家庭部門もかなりの量がありますので、そういうところの対策を考えていかなければならないということです。

基本方針、重点施策をそれぞれ示して、区民、事業者、そして区と、具体的な取り組みを示しているところです。具体的な取り組みを示すに当たって、25%削減をどうやるかというところは、この概要には記載されていませんが、新宿区地球温暖化対策指針の本体には逆算の表が掲載してあります。25%を削減するために、区民の方、事業者、区がそれぞれ、どういうふうにやればいいのかということを具体的に逆算して積み上げております。

その事業を今度は具体的に取り組んでもらうということで、さらに町会等に説明しているんですが、その際には区民一人がどういうことをやればいいのかというのをまた別に示して、こんなことをやれば大体何gのCO₂が削減できる、1人がこれぐらいやれば25%削減できるというものを、区民版と事業者版をつくり、これを町会ですとか事業者の連絡会ですとか、そういうところで示して取り組んでおります。

【委員】

そうしますと、区民であれば、区民一人、1日当たり約2.2kg削減が必要だと書いていますよね。それを達成するために、こういうことをやればいいと。

【説明者】

具体的に取り組めるものを例示として挙げたのです。積み上げはここまでしかいかなかった
ので、2.2kg削減のためには、実際はこれ以上に取り組んでもらう必要があります。

【委員】

現状は、簡単に言えば25%ぐらい高いCO₂の出し方をしているということですか。

【説明者】

そうです。

現状としては、先ほど言いましたように2007年が最新データでした。その数字をベースにす
ると、新宿区は約310万tなんですね。これは、1990年比で26%増になっているわけです。
2010年の目標はプラス5%です。2011年度から2020年度に向かっては25%削減しようとい
うことで計算しています。

【委員】

すると、25%以上やらなければいかんということになるんですか。

【説明者】

そのとおりです。

【委員】

2007年で考えたら、今より4割減らさなければならぬわけですね。

【委員】

4割も減らすというのは、でも大変なことですよ。いかに区民に対して協力を求めてい
けるかというようなところですよ。

【委員】

一般の区民の人に今のようなお話をされても全然わからないと思います。最初に配られたこ
の1日のCO₂削減量という、全部、CO₂がグラムであらわされています。私の地域ではまち
美化委員会というのがあって、区だけじゃなくて、私たちも、CO₂を削減して、温暖化対策
をしようという話になったんですが、こういうふうに見えないCO₂を何g減らしたとか、
何kg減らしたと言われてもぴんとこないし、張り合いがないというんですね。それで、何とか
見える工夫がないかということで、これを全部、電気料金に換算しました。そうしますと、1
回これを抜くと何円、それから1カ月で何円、こういうふうになりますと、家計を預かる主婦
としては非常にやりがいが出てくるわけですね。区で目標値を定めるのには何kgで結構なん
ですが、啓発という部分では、もうちょっと区民にわかるような、訴えるような表現を工夫され
てはどうかと思うんです。

それから、低炭素な暮らしという、これも、一応、環境のことをある程度知っている人だ
ったらわかりますけれども、ぴんとこないんじゃないかなと思います。

環境事業で、非常にうまくいっているのは、みどりのカーテン、ゴーヤの苗を配るあれです
ね。新宿区では、各家庭に、ゴーヤの苗と、それから植木鉢とか何か、そういうプランターと
か何かを全部配ってやっているわけですが、家の中がそれで涼しくなるというのももちろん当
然のことですが、育てる楽しみがあって、食べる楽しみがあって、それに加えて、ゴーヤをき

っかけにして、コミュニケーションが盛んになったというようなことで、このみどりのカーテン事業は非常に好評なんです。それで、どれぐらいコストがかかっているのかということを知りたいんですが。

【説明者】

まず、1点目の例えば今のCO₂の削減をわかりやすく示していくということで、実はこの表、確かに節約の金額を入れればなおよかったかと思います。概要版には、区民の取り組みということで、そこに年間の節約金額を入れております。これは1日どのぐらいのことをやればいいのかという例示だったので、金額までは入れていないんですけど、金額も入れられると思いますので、よりわかりやすくしていきたいと思っております。

低炭素という言葉なんですが、これは、先ほどの環境審議会ですとか専門部会で、区民の方を入れてやっていたときに、こういうような表現がどうだということが出てきました。やはりわかりにくいということで、定義もなかなか難しいんですが、先ほど言ったように表紙のところに、一応、内容を定義したところです。

みどりのカーテンは、環境学習情報センター、指定管理施設ということで指定管理者にお願いしているんですが、例年500万から600万ぐらいの間でやっている。これは苗をお配りする事業なんですけれども、初心者の方には土とプランターも配って、継続してやっている方には苗をお配りしているという事業です。区としては、できればだんだんと自分でやっていっていただき、それで増やしていきたいというのがあります。

【委員】

講師の方の謝礼みたいなものも入っているわけですか。どこかに委託しているわけですか。

【説明者】

そうです。確かに講師の方を1人呼んでやっています。それと、エコリーダーとかエコライフ推進員の方が、今年は先生のかわりに説明したり、広がりをつけてやっております。

【委員】

主婦の方々への動議づけが重要であるということからすると、例えば電気料金を減らしました、水道料金を減らしました、ガス料金を減らしましたという場合には、ポイントを上げて、それを新宿区内の商店街で使えるような形にしていくとか、そうすれば一石二鳥で商店街の活性化にもつながる。そういう意味で、その結果を見える化するだけではなくて、やっぱりやったほうが得だみたいな、そこまでやるとこれは普及するのかもしれないけどね。

【説明者】

この点に関しまして、エコ自慢ポイントというのを環境清掃部生活環境課でやっています。これは、レジ袋を断ると、レシートを持って行って、ポイントをつけるというものなんですけど、その対象に、レジ袋だけでなく、先ほどの例えば電気料金のところに去年の数字も出ているので、そういうところで、どれだけ減らしたらその量に応じてポイントを付与するというのも、これは検討中でございます。新宿区の商店街には共通商品券がないので、商品券というわけにはいかないんですが、ほかの手段もありますので、実現できるかどうかはいろいろ難しいんで

すが、そういうことを検討していきたいと考えております。

【委員】

57番「地球温暖化対策の推進」ですが、グリーンシンボルロードというのは津の守坂ですか。

【説明者】

はい。津の守坂、大日本印刷通り、早稲田大学の理工学部の西側、新宿通り、72号線と三栄通りで、先ほどの無電柱化に重なりますけれども、72号線と三栄通りは、今、整備を進めている路線になっています。

【委員】

やっぱりやりいいところですか。

【説明者】

先ほどの無電柱化と似ているところがありますが、区の趣旨としては、緑量のある程度とりながら、緑豊かな街路樹を整備していこうということで、先ほどの津の守坂とか大日本印刷通り、こういう路線は、道路の拡幅整備などを合わせて街路樹を植えてきた路線です。既存の街路樹も、区内のいろいろなところに植わっていますが、ある程度、緑量豊かな剪定の仕方しながら、管理もしていくというような形で実施しています。

【委員】

補助72号線というのは、緑量豊かな道といっても、生活道路とは言えないような線路側につくってある道だから、無電柱道路でもあり、あまりびんとこないですね。

【委員】

早大通りは、真ん中にケヤキがあって、あれはそういうふう指定しているんですか。

【説明者】

グリーンシンボルロードの路線については先ほどの6路線等で実施しています。早大通りというのは、幅員もある通りでして、中央分離帯のところに大きい木が植わっている、そういうところも先ほどご説明しましたように、剪定方法を工夫しまして、緑豊かな街路樹を保っていこうと取り組んでいるところです。

【委員】

そういう特徴のある植え木を区民にもアピールしていくということはとてもいいことだと思うんだけど、この後、どこの道をそういうふうにしていくかというのは、そういった全体計画みたいなものをお示しになって、そしてアピールしていかれたらどうかなと思うんですね。グリーンシンボルロードという言葉自体が初めて読んだという感じです。そうじゃなくて、区民にそういう道路を整備していくんですよということを、計画として持ちながら、それをアピールして、計画もお示しになるということがいいんじゃないのかなと思います。

【説明者】

第一次実行計画でも、72号線の2期は今年度完成する予定ですが、次期の実行計画では、また新たな路線の選定もしていきたいと考えております。

【委員】

先程のみどりのカーテンは、環境対策課が、涼しくするためという目的でやっておられるという意味はわかりますが、58番「新宿らしい都市緑化の推進」は、みどり公園課の事業で、屋上緑化は、そうするとどういう位置づけなんですか。

【説明者】

屋上緑化、緑を増やすということですし、環境的にも、CO₂削減という立場ではなくて、その建物の温暖化を防ぐ。ひいては、まちの温暖化を防ぐというようなところも目的として、基本は緑を増やしていくというようなところで考えている事業です。

【委員】

原発事故以来、自然エネルギーが注目され、これからは屋上に太陽パネルを置こうという流れが一気に出るかもしれませんね。そんなときに、屋上のスペースがそういうものと取り合いになる。屋上だけじゃない話なんですけれども、環境的効果、そしてまた他との取り合いみたいなことも含めて、率直に言って、屋上緑化というのが、新宿区が推進すべき大きな施策なんだろうかという感じがするのと、所管は違いますが、連携なさっているかどうかですが。

【説明者】

連携はしているつもりです。必ずしもすべてのところを屋上緑化しようということではなくて、ソーラーパネルを付けなければいけないところは付けています。現に、新宿区の公衆便所の屋上に、ソーラーパネルを設置するようなことも昨年度行いました。やはりどちらがいいということではなくて、置けるところにはソーラーパネルを置くし、そうでないところについては屋上緑化を進めていくというのもあるのかと思います。

ソーラーパネルについても、設置方向ですとか、日照量ですとかと考えるとどこでもつけられるわけではない。ソーラーパネルがつけられない場所でも、全く日が当たらないと、屋上緑化も難しいところはありますけれども、ソーラーパネルがつけられなくて、なおかつある程度の日当たりがあれば、そこは屋上緑化ができるというような考え方もあるわけで、その辺はうまく住み分けていけばいいのかなと思います。

みどりの実態調査というのを5年に一遍行っていまして、昨年度ちょうど調査年だったんですけども、その結果の中で、この5年間に屋上緑化が倍ぐらいに増えている。その前が5万㎡弱ぐらだったのが、9万㎡に増えているというような実態があります。なかなか補助事業そのものは進まないんですけども、例えば建築確認申請の緑化計画書制度等で、商業地区ですと、木を単木で植えようというのは、なかなか土地の余裕がないものですからできない分を屋上緑化に回しているとかということも含めると、ある程度、屋上緑化が進んできて、温暖化に対しても、少しは貢献はしているのかなと実感しているところです。

【部会長】

今、委員が言われたことは重要で、何でこの5つの事業を一つのテーマで議論しようかと思ったかはまさにそのことでありまして、街路樹を植えることも、それから壁面緑化あるいは屋上緑化みたいなものも、すべてCO₂削減にも役に立ち、育てるという意味では、市民の方が、身近な心の安定にもなるし、ひょっとしたら食べられるということもあるし、景観の問題もあ

るし、すべて関係しているじゃないですか。だから、個別の事業で指標化するのもいいんですが、何か一つ束ねてコストパフォーマンスみたいなことをやると、緑1本植えるだけでかなりの効果が、CO₂だけではなくて、人間のいやしを含めて、あるいはヒートアイランドみたいな、もっと総合的に緑の効果を出したほうがいいと思うんですよ。

例えば自分のバルコニーのところで、植木鉢を1つ、2つ置くとCO₂削減、どのぐらいになるかどうかわかりませんが、そういうことになるのならば、そっちのほうをやりたいという方もいらっしゃるわけだろうと思う。まさに今日来ていただいている方々の担当の事業の総合化というんですか、総合的に見える化があると思っていいのかもしれない。そういうのを第一次実行計画でやっていることはわかっているんですけど、第二次実行計画で、もっともとうまく並べるといいますか、うまく表現することで、より普及が広まるんじゃないかということで、いっしょにヒアリングさせていただいたという趣旨なんです。

【委員】

緑被率はどんな感じですか。

【説明者】

緑被率は前回に比べて0.4%上がりました。今回、第7次なんですけれども、初めて緑被率が上がりました、それも0.4%です。

【委員】

原因もちゃんと探っておいたほうがいいですね。

【説明者】

現実的には、樹木の緑量は減っているというような結果が出ています。ただ、これは一つの原因がありまして、航空写真を撮って見るわけなんですけれども、5年前の解析方法ですと、例えば緑と緑の樹幹の間の草地まで解析ができなくて、重なっているところは樹木というカウントをしていたんです。樹林の中のある程度のすき間があっても、それがすき間として見えなくて、樹木としてカウントされた。現在はかなり解析精度が上がってきて、そのすき間が草地としてカウントされている。

あるいは、全体的な量が0.4%増えたんですけれども、樹木の量は減ったけど、いわゆる樹木の下草地の量が増えているということで、トータルが一緒です。本当に樹木の数が減っていないのかというところは、実際にある程度の大きさの木について、全部調べました。直径30cmから40cm、40cmから50cm、50cm以上の3ランクに分けて全部調査したんですけれども、前回の調査に比べてほとんど樹木の量に変化がないんですね。これは、例えば民間のケースですと、大分、開発なんかで切られてしまうことがあるんですけれども、その前にそのランクに達しなかった木が大きくなって基準に達してきたということを含めると、実質的に減っているのは21本あるんですけれども、ほぼ1万5,000本あって、そのうちの21本ですから、数量的にはほとんど変わっていないということになります。

それから、保護樹木の対象となる直径40cm以上の木が、前回で8,250本ぐらいあったのが、今回は9,000本に増えています。それだけ木が大きくなってきたのかなというようなところが

見てとれる傾向かなと思っています。

【委員】

5年間で0.4%という、1%に満たないですね。これ、目標からすると、29年度は18.47%ですね。今のペースでいくと追いつかないですね。

【説明者】

はい、追いつきません。

基本計画の中では、将来は緑被率25%を目指すことをうたっています。

ただ、今まで減っていたのが少し増えたということで、少し努力の効果が上がってきた。もう一つ特徴的なのは、りっぱな街路樹運動とも連動するんですけども、街路樹の木のボリュームが非常に増えてきた。これは、剪定の仕方を工夫し、強い剪定をあまりしなくなった。新宿区の木だけではなくて、都道にもそういうお願いをして、あまり強い剪定をしなくなった。そのことによって、街路樹のボリュームが非常に増えてきて、航空写真で見ると、例えば外堀通りですと、上から見ると車道側の方まで広がっている。それから、お堀端のサクラは水面が隠れるほど枝が伸びている。それから、神田川で言うと、桜がたくさん、もうほとんど水面が見えないぐらい、枝が伸びているということで、そういう意味での緑量はかなり増えているというような気がします。

【委員】

その剪定の関連で伺いたいんですけども、つまり強剪定といいますか、もうばさっと鉛筆みたく切っちゃう。それでも高木は、3年一遍とか4年に一遍しか剪定ができないから、1回やるたびにうんと切っちゃうという話として聞いておりました。最近、強剪定をしないということは、その分だけ剪定回数を増やしているということになるんですか。

【説明者】

従前1回の剪定を2回実施しているところです。

【委員】

今の話からすると、剪定の回数を増やせる。増やせるということはいいことなんですけれども、土が増えているわけじゃないから、大丈夫なんですか、

【説明者】

急に大きい樹木を植えたわけではないので、それなりの範囲の中で根は成長していますので、成長を阻害するほどにはなっていないというのが現状です。成長を阻害するほど根が限られてきてしまうと、木の上のほうの枝葉も自然と自分の力で枯れ枝を増やしていくようになってくる。ある程度のボリュームまでは十分耐えられます。それと、2回剪定していることによって、ある程度、例えば車道側はあまり伸ばし過ぎないで少し切り詰められるとか、それともう一つは、枝と枝が重なりますと、落葉樹で言うと、特にサクラは、下のほうに日が当たらなくなった枝だとか葉については自然と枯れてきます。そういうものを取り除くことによって、少しずつ高い上のほうへ伸びてくるような傾向もあります。ということで、今の時点で、根の範囲が狭くて、上を大きくしたから、木が弱ってくるような傾向はあまり見られません。

【委員】

壁面緑化というのは、例えばツル植物みたいなのを壁面にはわせるということですか。

【説明者】

2つタイプがありまして、下から上へ上がらせるクライミング、それから上から下へおろすのがハンギングと言うんですけれども、例えば神田川の護岸ですと、下からできないものから上から下へたらず。それから、学校ですとか建物の壁については下から上へ上らせるというようなことで壁面緑化をやっています。自分で張りつく植物もあれば、誘導の針金を設置しておいて、そこに巻きつく植物とか、いろいろな種類があります。

【委員】

環境のほうで、区が、例えばエコライフ推進委員とか、みどりの推進ですか、そういうようなので養成していらっしゃるんですけども、その割に増えてこない、広がらないということがあると思うんです。エコライフ推進員は、1期2年ですが、そのまま残る人がいる。そうすると、大体半分ぐらいしか入れ替わっていないので、40人の予算で20人しか養成していないという計算になると思うんです。少なくとも2期で交代するとか、区のほうは養成する側ですから、例えばこのグループでこういうテーマを取り上げようと思うという話になったら、それに関連して話のできる方に話をしてもらおうとか、見学だったら、こういうところに行ったら参考になるんじゃないですかというようなのをどんどん紹介して、指導していったらどうかなと思います。

それから、そこを卒業した人が何かしようというときに、こういうグループがあるとか、あるいはこういう活躍の場があるとか、それから一緒にやってきた仲間の一つのグループを立ち上げるとか、そういうような指導もやはり必要だと思います。

それから若い人たちへの呼びかけですが、大学生と一緒に講座を組むといった企画はぜひ進めていただけるといいと思います。小学生、中学生は非常に一生懸命やるんですが、高校生になると少し無関心になって、卒業するあたりから、ごみルールを守らない若者になって先がつかないんです。もっと広げるということについて対策を考えらえたらどうかなと思います。

今、特に、原発の事故や何かで、環境に対する節電とか、環境に対する意識が高まっているときですから、いろいろな事業を組まれるチャンスではないかと思います。

【説明者】

全くご意見はそのとおりと受け取ります。エコリーダー養成講座とエコライフ推進員、2つあって、エコリーダー養成講座は一般的な募集をかけるんですが、エコライフ推進員のほうは、半数は町会推薦でやってもらっています。エコライフ推進員は条例に基づく制度です。エコリーダー養成講座は、いわゆる一般的な環境学習ということでやってもらっています。若干そういう性質の違いがあるんですが、いずれにしても環境活動とかエコライフの活動を、そういう委員を通じて広めていくということがあります。町会推薦なのでなかなかその辺のところをどう町会で調整していくかということは、なかなか難しい部分もあるんですが、できるだけ多くの方に入れ替わってもらってというのは、今後とも検討していきたいです。

環境学習情報センターでさまざまな講座の講師等をやってもらっていますが、活躍の場も

増やしていきたいと思います。

それから、先ほどの関心が若干薄い層をどんどん取り込んでいきたいということで、新宿エコ隊にはチェック表を出せばなれるという仕組みをつくっていきまして、それが非常に広がりを見せており、1,900人に達しました。さらに大学生を巻き込みたいということで、今早稲田大学と調整して、一つのモデルケースみたいなのをつくりたいと思って、そういう活動を少しずつ始めています。何か取り組める動機を見つけていって、大学生を取り込んで、一緒にそういう環境活動をやっていけるものを考えてみたいと、非常に悪戦苦闘しているところです。

この指針のほうでも、大学生とか事業者と一緒に取り組んでいこうというのが、一つの重点施策と言っておりますので、そういう形で何とか幅広い層に環境のことを理解してもらって、環境活動に参加してもらうように、一生懸命取り組んでおります。

【部会長】

ありがとうございました。

時間になってしまいましたので、このぐらいにしたいと思います。

どうも本日はありがとうございました。

<閉会>